

十年一昔

巻頭言

特許庁技術懇話会 常任委員 小宮 慎司



新年明けましておめでとうございます。

よく十年一昔といいますが、入庁して十年が経ってしまった私も、「昔」を知る人間、ということになってしまいました。まだ十年しか経っていないのですが、この十年間を振り返ってみると知的財産を巡る状況は著しく変化しており、まさに今は昔、の感があります。

大きく変化したものの一つとして、まず制度が挙げられます。十年前もちょうど大きな変革が一段落した頃でした。平成5年、平成6年と続けて法改正が行われ、明細書の記載要件・補正の制限が見直され、付与後異議申立制度や、新実用新案制度が導入されました。しかし、その後も法改正は順次行われ、プログラムを物の発明として扱うことの明確化、職務発明制度の見直し、審査請求期間の短縮、特許異議申立制度の廃止、実用新案制度の見直し等々、枚挙にいとまがありません。これほど多くの法改正が集中して行われたことは過去においても例がなく、それだけこの十年程の間に、世の中の知的財産に対する期待や要求が極めて大きくなってきたのだといえます。

期待や要求といえば、「知的財産立国」の実現が目指され、「知的財産推進計画」が作成されたこともその代表的な現れです。国の政策として知的財産がこれほどクローズアップされたことは初めてですが、同時に特許庁の責務もこれまで以上に注目される時代に入ったことになります。日々、注目されているという意識を持ち、常に正大に業務を果たしていく姿勢が知的財産立国の実現には不可欠ですが、結局のところ、審査・審判であれば迅速かつ的確に業務を遂行すること、その最も基本的な、不変の部分を固めていかなければ何も得られないといえるでしょう。期待や要求が大きくなれば、より一層、不変の部分を見つめ直す必要性に思い至らされます。

一方で、知的財産の一般的な認知度も大きく変わりました。十年前と比べれば、新聞やテレビで扱われる機会も増

え、例えば私の購読している新聞（一般紙）の日曜版にまで、「休眠特許」というコラムが特許番号付きで連載されるようになりました。もちろん、一概にそういう機会が増えたからよい、というものでもありませんが、本来、知的財産とは身近なものですから、それについての理解の広がりには好ましいことです。

報道などで取り扱われるテーマとしては、今号の特集で扱われているような、技術移転や特許流通、権利の活用に関するものが、近年特に増えていると感じられます。これまで知的財産権は、他者に真似されないための排他的独占権という、囲い込みの手段としてのイメージが強かったように思えますが、現在では、知的財産権のそのような基本的な性質は保持しつつも、様々な活用形態が検討されており、知的財産の新たな可能性が萌芽してきています。産業の発展という法の目的からすれば、権利をいかに活用するか、ということも欠かせない観点です。無体物の財産権の取り扱いには有体物の財産権に対して特有の問題がありますが、そのような点が検討・整理されて初めて、知的財産制度自体が真に意義のあるものとなってきます。そのため、知的財産の可能性をさらに見出し、育むことが、今後一層進められるであろうことは想像に難くありません。一方で、私たち特許庁の技術系職員は、審査・審判業務に携わっている限りでは権利活用の場面に直接関与することはありませんが、審査・審判を経て産み出された権利が、その後どのように活かされているのかについての知識を深め、知的創造サイクルの全体像を把握しておくことは、必要な見識といえるでしょう。

さて、この十年程の知的財産を巡る状況を概観してみましたが、これから先は、現在知的財産に携わる私たち一人一人が、日々の業務の遂行によって歴史を刻んでいくこととなります。十年後に「昔」を振り返ったとき、それまでの歩みにはどのような足跡が残されているのでしょうか。